

別紙の勤務表は

- ① 1ユニット、早番1名、遅番1名、夜勤2ユニットで1名の最低配置を行った場合、1日の出勤者は2ユニットで早番2名、遅番2名、夜勤者1名の計5名が必要という条件で、2ユニット分作成してある。
- ② 職員の平均在職期間を5年、有休取得70%以上(採用後4年半で有休は16日支給)と想定し、別紙勤務表には全員が1日ずつ有休を取得することとしている。
- ③ 職員一人当たりの勤務時間は週40時間なので、週5日が勤務、週2日が休みとなるため、5/7が勤務、2/7が休みとなる。
- ④ 1日5名出勤、2名休みとなるので、2ユニットで7名の職員が必要となる。今年の行政の現地指導において、1ユニットで職員を固定するよう指導されたため、1ユニット常勤3名、非常勤0.5の配置となるが、有休分を加味すると1ユニットで4日分(常勤換算0.2)必要となるため、非常勤0.7となる。従って、定員100名の場合、現場の介護職員は常勤換算で37名(非常勤0.7の職員10名含む)の職員配置が必要となる。それ以外に看護職4名、現場全体を管理する介護長1名を配置すると、合計常勤換算42名の職員配置となる。
- ⑤ 職員42名の場合、2.38:1の職員配置となる。最低限42名いれば基準を満たし、職員にも有休を与えることができるが、ほとんどの時間帯がユニットに一人しかおらず、早番と遅番の重なった時間帯のうち、それぞれの休憩時間を除いた2時間しか、入浴やレクリエーションを行うことができない。
- ⑥ 夜勤の職員の10時間拘束8時間勤務のため、2時間の仮眠時間の間はその2ユニットに夜勤者がいなくなることになる。その時間帯はほかの夜勤者が対応しているのが現実である。
- ⑦ 夜勤の勤務時間は、上記の勤務表の場合、21:00～翌日朝7:00:までとなっているが、勤務表上21:00からの勤務は「夜」と表記しているが、翌7:00までは表記されていない。翌日が「夜」の場合、朝7:00まで勤務して、その日の夜21:00からまた勤務することになる。翌日が「休」の場合、朝7:00まで勤務しての休日なので、24時間休日ではない。
- ⑧ 1ユニットに1名の職員の配置(⑤参照)ということは、食事の時間は1名で準備・配膳・食事介助・片付けを行うことになる。それ以外の時間は1名の利用者の介助(排泄介助等)を行うと、ほかの利用者に対して何もできないことになる。入浴のように時間のとられる介助などはまったく行うことができない。したがって、1ユニットで職員を固定するのであれば、夜間以外の時間帯に常に2名、ユニット間で応援しあうことが可能であれば、2ユニットで夜間以外の時間帯に常時3名の職員配置が必要と考える。
- ⑨ 別紙勤務表では、ユニットで職員を固定すると夜勤の仮眠時間をその2ユニットを対応する職員は不在(⑥参照)となってしまう、施設全体で考えないとその時間帯を現状で対応することは不可能である。
- ⑩ 別紙の勤務表は職員の退職を想定しておらず、平均5年の在職期間とすると、毎年1/5の職員が年間(年度末だけでなく)退職することになる。基準を満たさないと介護報酬3割カットという規定の中で、なおかつ、なかなか人が集まらず、すぐに退職者の補充ができない状況では、退職者を見込んで基準を割らない職員配置が必要だが、職員が集まらずフル稼働できない施設がある現状の中で、そこまでの職員を確保することは非常に難しい。基準の緩和や施設の総量規制も視野に入れた検討が必要と考える。

基準ばかり厳しくするとユニットという型にばかりにとらわれてしまうことになる。

本来2ユニット単位またはもっと大きな単位の中での小グループのケアや個別ケアは可能であり、そういった柔軟かつ臨機応変なケアが必要と考える。

したがって、2:1以上の職員配置が必要であり、そのための介護報酬の検討または、特定施設入居者生活介護ような、基準以上の職員配置を行う場合の上乗せ介護費の設定(利用者負担)の検討が必要と考える。